

令和4年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年2月7日(火) 午後2時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)
⇒ 原案のとおり制限措置の内容等を定めることが適当である旨答申することに決定。
もじゃこ漁業において、大分県の入漁に際しては、総トン数10トン未満などの本県ルールを遵守させるようにとの意見があった。
- (2) 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について(協議)
⇒ 原案のとおり、引き続き委員会指示を発出することに決定。
- (3) 令和4年度全漁調連九州ブロック会議における照会結果について(報告)
⇒ 以下のとおり意見があった。
 - ① 洋上風力発電設置については、当海区漁業調整委員会が積極的に関与できるように求めていくこと。

令和4年度 第5回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和5年2月7日（火） 午後2時30分～

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	〈会長職務代理者第1位〉 中馬 清文	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	×
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	○
	重信 雅彦	○
	田村 眞一	○
学識経験者	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	○
	西 一樹	○
立	肥後 正司	○
	前田 圭子	×
	前田 祝成	×

出席 12
欠席 3

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	板坂 信明
事務局書記（主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介

－令和5年2月7日（火）午後2時30分開会－

【開会】

○協田事務局長

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員15名中11名の出席をいただいております。漁業法第145条第1項に定めます定足数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

次に、注意事項でございますが、発言に当たりましては、挙手の上、議長の下承のもと、マイクがお手元に届きましてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、こんにちは。大分寒さも緩んで、うちの梅の花も約10日ぐらい前に咲きました。余談ではございますが、毎年うちの庭に植えてある標本木みたいな梅の花が咲く1日か2日前後に、うちの沖でマダイを私が大漁します。

もう4年ぐらい続いています。去年が26日、今年はその頃大時化がきましたよね。

それで、4日前から1トンぐらいずつ獲れるようになりました。

やっぱり自然というのは、地球温暖化と申しますが、陸の庭に咲いている梅の木と何か知らないけどタイミングが一緒なんですね。

それと、18度しか水温がなかったんですが、野間岬沖に20度台の潮がきているということ野間池の方々から聞きまして、それが大潮になる2日3日前だったんですね。

北からの潮で冷たい水の水温帯だったんですけど、今度の大潮に西から速い潮が来たら絶対魚がのってくと自分なりに思ってましたら、予想通り、速い潮の1.2ノットぐらいの潮が入ってきて、それにやっぱり5キロ前後のタイがのってきました。タイは資源が多いんだなあと思っております。

人間が心配するより自然の方がもっともっと壮大でスケールが大きいんだなあと思っております。

これは余談でございましたが、やっぱり自然は、裏切らないなあと思っております。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは、本日の議事録署名者について私からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、迫田委員と西委員にお願いします。引き続き議事に入ります。

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

議題1は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項ですので、執行部から説明をお願いいたします。

○協田事務局長

議長、その前に1点よろしいでしょうか。

○阿久根議長

はい。

○脇田事務局長

中馬委員が来られたので、12名ということでよろしくお願いたします。

○阿久根議長

はい。では、執行部。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、議題1につきましてご説明いたします。資料の1となります。

本議題は、諮問事項でありますので、まずは1ページ目の諮問文を読み上げます。

—諮問文—

水振第698号

令和5年1月20日

（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

資料の2ページ目をお開きください。今回、2つの漁業について許可したく諮問いたします。

まず、もじゃこ漁業についてご説明いたします。もじゃこ漁業については、ブリ養殖用種苗の稚魚を採捕する漁業であり、過剰な採捕は資源管理上の問題があるほか、稚魚の過剰な供給はブリ生産量、出荷量に直結することから、需要と供給のバランスを考慮して、もじゃこの採捕を行う必要があります。

このため、採捕する稚魚の量について本県を含む各県で調整を行っているところです。

表の説明になりますが、操業区域については県沖合一円、操業時期は操業漁業者団体が3月1日から7月30日までとして希望しておりますので、3月1日から7月31日まで。

漁業を営む者の資格は許可を受けるものの要件となっており、本県では、もじゃこを採る漁協と採ったもじゃこを養殖用種苗として受け入れる漁協との間で需給契約を結ぶことを義務付けております。

また、もじゃこを採る漁協は、もじゃこを採りに行く漁業者と納入契約を結ぶこととしているので、このことを記載しております。

申請すべき期間は2月末に許可証を発給する必要があることから、1週間と短くしておりますが、漁業者団体等との関係機関とは調整済みであります。

その他、大分県漁業者の操業に関して、本県漁業者団体と大分県漁業者団体との間で操業協定を締結しており、本県漁業者によるもじゃこ漁業終了後、大分県漁業者が本県海域に入漁するため、大分県漁業者に対する許可についても、同時に公示することとし

ております。もじゃこ漁業については以上です。

続きまして、3ページ目の小型機船底びき網漁業についてご説明いたします。

当該漁業につきましては、4件新規許可したいということで諮問いたします。

小型機船底びき網漁業については、令和3年10月に一斉更新を行い、許可したところ
です。

今年度は7月に1件、11月に5件の新規許可を行ったところですが、今回新たに月日貝を漁獲対象として当該漁業に取り組むことで、漁獲経営の安定を図りたいとして川内市漁協より2件、北さつま漁協より2件要望があったものでございます。

諮問しますのは、小型機船底びき網漁業のうち、手繰り第二種漁業であり、いわゆる月日貝びき網漁業です。

操業区域は、野間岬より正西の線以北の鹿児島県海域の八代海を除く海域で、操業時期等は表に記載の通りでございます。

今回、答申が得られましたら、許可は令和6年10月31日までの許可となります。

なお、当該漁業の現在の許可数は、県全体で47となっております。

許可数について、今回の要望を加えますと、51件となりまして、令和3年の一斉切替前の50件を超えるところですが、県としましては、要望者が経営安定対策として、組み合わせ漁業として取り組みたいとの要望であることと、要望がありました川内市漁協及び北さつま漁協については、月日貝の資源管理に関する勉強会への参加や、業者会設立時の参画について、前向きな回答を得られていることから、要望隻数を許可したいと考えているところです。説明については以上です。

○阿久根議長

ただいま県より説明が終わりました。ただいまの説明について、もじゃこ、月日貝につきまして、ご質問・ご意見ございますか。

○佐野委員

はい。

○阿久根議長

はい、佐野委員。

○佐野委員

まず、1点だけ教えてください。月日貝の方なんですけど、漁業時期は1月から12月末ということで、令和5年1月1日ということになりますか。

○村田技術専門員

はい。そのようになります。

○佐野委員

はい。だから、これはここで別に形式的に問題ないんですか。今、1月までさかのぼってってことになりますが。

○村田技術専門員

はい。操業時期について、周年操業ができるという意味での1月1日から12月31日までということになっております。

○佐野委員

これもすでにそういったものがあって、それに追加的に公示をするという理解でよろしいということですね。

○村田技術専門員

はい。その理解でよろしいです。

○佐野委員

ありがとうございます。

○阿久根議長

いいですか、佐野委員。

○佐野委員

はい。

○阿久根議長

他に委員の皆様方からご意見・ご質問ございますか。

はい、柳原委員。

○柳原委員

もじゃこ漁業について、従来の特別採捕許可から許可漁業になっているわけで、従来は操業期間を23日間という形で規制をかけながら運用していたわけですが、その辺りの取扱いについては。新しい体制では、どういう形の取扱いになっているのでしょうか。

ちょっと私の認識不足かもしれないんですが、教えていただければと思います。

○阿久根議長

はい、執行部。

○村田技術専門員

はい。もじゃこ漁業の期間等についてですが、漁業の許可期間については3月1日から7月31日までという形で許可します。ただ、業界の申合せ事項としまして操業期間については、その内の25日間ということになっております。

もし、捕れないで延長する場合は25日以降5日間ずつ延長していくという形で、取り決めがされているところです。

○阿久根議長

はい。柳原委員。

○柳原委員

はい、わかりました。業界団体の方で25日間ということで、何日から何日までというのは、その業界の団体の方で決定するという理解でよろしいでしょうか。

○村田技術専門員

はい、その理解でよろしいです。

○阿久根議長

はい、柳原委員。

○柳原委員

これは昨年もこういう形だったということで、今年からではないですよ。昨年の状況だけ教えていただければと思うんですけど、この許可期間を。

○阿久根議長

はい、執行部。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

はい、昨年から変わっております。一昨年は、もじゃこに関しては、かなりの不漁だったということで、全国的に見直しが必要ではないかという話の中で関係各県と定置網の業界と水産庁を中心として、話し合いを持ちました。

各県である程度裁量を持って、許可期間を動かせるような形となったことが昨年から変わったところです。

これまでは全国的に全国一律の扱いということで、23日間、充足率が50パーセントに満たない場合に7日間の延長、さらには10日間の延長という形で、最大50日というルールが決められていたんですけども、昨年からは変わって、鹿児島のルールとしては25日間、まず、状況を見てみましょうということで、そこで一旦区切りますけれども、その時の充足率を見て5日間ずつ業界と話をしながら、延長するのかもしれないのかというところを判断するという形になっています。

昨年は、25日に対して5日延長を3回した結果、40日の操業ということで充足率約90パーセントとなっている状況です。

○柳原委員

よろしいですか。

○阿久根議長

はいどうぞ、柳原委員。

○柳原委員

昨年の操業期間、業界での申合せの期間、それがいつからいつまでかを教えていただければ。

○村田技術専門員

はい。昨年は3月1日から3月6日の間は休漁期間として設けております。漁が開始されたのが3月7日で、それから4月15日までの40日間を操業したという実績になっております。

○柳原委員

わかりました。特に、混乱もなく操業ができたということで、よろしいですかね。

○阿久根議長

はい、執行部。

○村田技術専門員

採捕実績については、毎日、各漁協から県の方に報告が上がってきます。

そういった情報を県の方で集計しまして、業者の団体とも情報共有をしながら、その採捕の期間について、いつやめるかということについては、密に連絡を取りながらやっております。特に大きな混乱というのはなかったと聞いております。

○阿久根議長

よろしいですか。

○柳原委員

わかりました、ありがとうございます。

○阿久根議長

他にご意見・ご質問ございませんか。はい、柳原委員。

○柳原委員

小型機船底びき網の件です。月日貝の資源動向とか、その辺りがわかったら教えていただきたい。

○阿久根議長

執行部で分かる人がいたら。

○村田技術専門員

現時点のその月日貝の資源がどの程度あるかについての詳細な調査は県の方では行っておりません。

ただ、今まで川内沖が漁場であったのが、そこの貝が小さくなってきたとか、少し漁場が散らばってきたとかいう話は聞いているところです。

○阿久根議長

よろしいですか。じゃあ参考までに私から。川内沖は大きな貝がメインで、ある程度もう冬場になって時化てきて、船があんまり出なかつたりして、今度はいわゆる吹上浜沖、久多島の東南東、北のあの辺りで相当量の稚貝が大きくなって、商品に近づいてきていると。漁連なんかで今までは浜値で350円から400円だったのが、販路がこのまま途絶えなければ800円から1,000円をつけるんじゃないかということですが、いかんせん隻数が増えることによって、キャパ数が増えることによって、暴落がないかということをお慮りしている人は多いでしょう。今のところ資源としてはあるということを確認済みだそ

うです。

他に、ご意見・ご質問ございますか。

そしたら、自分からなんですけど、もじゃこの件です。全体枠の平均が、去年は90ぐらいということで前後する漁場があると思うんですね。

例えば、屋久島は充足率80でも、北側はまだ充足率40とかいうばらつきが出ると思うんですが、去年の話では、充足率を達成したところから順次、例えば、20日で充足率達成したところはもうおのずとそこでやめていくわけでしょうけど、充足率がまだ満たないところは、延長という形をとっていくということで、一律全部足止めてということではないと私は理解してるんですが、それでいいんですよね。

やめる時には一律ですか。去年は東町がストップかけたときも種子島・屋久島は出ましたもんね。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

はい。そこは、実際の獲れている状況を見ながら、かん水の方とモジャコ生産協の方と話し合いで決めていくという形になると思います。

それは漁場が南にできて、種子・屋久は充足率を達したけど、北の方はまだまだ達しないというような状況にあれば、100パーセントを超えるということはありませんので、もう充足率100パーセント近くに達したところは自主的に辞めてもらうという形です。

満たないところはもう少し獲れさせてくれということ、漁協なり、その団体なりの話として出てくるでしょうから、そこは柔軟に状況を見極めながらということになると思います。

○阿久根議長

例えば、キャパが多いところもあれば、そんなにないところもあって、一緒に獲り出せばキャパがないところから早く進んでいくのは当然ですよ。そういうことで、ご理解をしておいてください。

ちなみに今年はまだ値段決まらない。田村委員。

○田村委員

参考までに、話し合いは17日。

○阿久根議長

去年並みに行くんですか。はい、余談でした。

はい、田村委員。

○田村委員

もじゃこの船のことなんですけども、ちょっと聞いた話で総トン数10トン未満で許可するはずですけども、10トン以上でもいいというのを耳にしたことがあって、それはどういうことですか。説明をよろしくお願いします。

○阿久根議長

はい、執行部。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

はい。昨年のもじゃこ漁業について全国的に見直しをする際に、水産庁の方から安全性も考慮するという形で10トン未満というのをとっていいんじゃないかという話がありました。

その中で、県の許可取扱方針としては10トン未満の制限をとってあるんですけども、業界団体のかん水とモジャコ生産協との協定の中で、そこは維持しておく必要があるということで、原則10トン未満という形になっています。それは業界のルールとして鹿児島県において残っているということになります。

○阿久根議長

はい、いいですか。

○田村委員

はい、わかりました。

○阿久根議長

参考までに1隻10トン超えるのがいるんですよ。既存でいたわけですよ。

前々から許可を持っている船で、計れば10トンを少し超えるのがありまして、仕方なしにそれは認めている。2～3年前だから、田村委員が委員になる前に。

水産庁は緩和しても、手放しで認めてしまえば、小さい船が時化で出れずに10トン以上の船が出れば、小さい船が無理して出て事故にも繋がるし、時化だから一律みんな休むという話合いもできなくなるから、そこはもう鹿児島県としては許可は出せるけど、業者間の取り決めでさせないようにしようと、この委員会で揉んだ経緯が何年か前にあります。

他にご意見・ご質問ございませんか。はい、野村委員。

○野村委員

月日目のことで聞きたいんですけど、会長がさっき言われたように、小さい貝が育ってきているというのを聞いたんですけど、小さい貝が網に入ったときは船主さんたちが小さいから逃がそうかという感じで自主規制されているんですか。

○阿久根議長

8センチ以下は採捕禁止になっておりますので、それで網目に工夫をして入らないようにしている。選別するのも大変なので、網目規制を自主的にしております。

他にご質問・ご意見ございませんね。

それでは、第1号議案、知事許可漁業に係る制限措置の公示については原案の通り策定することが適当である旨の答申を行ってよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

はい、そのように答申することに決定します。

【議題2:浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について(協議)】

○阿久根議長

続きまして、議題2は浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示についてです。これは協議事項です。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局(上今書記)

はい、事務局から上今です。よろしく願いいたします。

資料は右上に資料2とあるものを使用します。1ページです。

浮魚礁の施設等に係る委員会指示につきましては、有効期間が令和5年3月31日をもって満了することから、今後、次の通り取り扱いたいと考えております。

1にあります通り、結論から申し上げますと、漁業調整上、委員会の承認が必要であると考えられることから、引き続き同様の内容で指示を発出したいと考えております。

ご承認いただきましたら、指示の有効期間は令和5年4月1日から3年間となります。

2の現存浮魚礁の取り扱い等についてです。

現存している基数は11基であり、従来通り、すでに承認を受けた浮魚礁で現存するものについては、当該指示に基づく承認を受けたものとみなすこととしております。

2ページの別表1をご覧ください。左から3つ目の欄に敷設者名がありますが、甕島漁協、薩摩川内市、それと鹿児島県の3者によって設置されている状況です。

今回の更新までの間に鹿児島県が平成16年に承認を受けた10基を令和2年度及び令和

4年度に撤去しておりますので、現存浮魚礁は11基となっております。現存状況につきましては、1番右の欄に記載してございます。

そして、3ページは、現存浮魚礁の位置図となります。

続きまして、指示内容について新旧対照表により説明します。4ページをご覧ください。一部表現を変更している部分が、1の(3)について文言の整理ということで、わかりやすい表現としております。

以前の当該指示により承認を受けて現存している浮魚礁は、今後も承認を受けていることとするという内容です。

それ以外は形式的な更新となります。5ページには更新後の全文を掲載しておりますので、後程お目通しいただきたいと存じます。

当該委員会指示に関しましては、取扱要領、審査基準がありまして、6ページ7ページに記載しておりますが、こちらは内容に変更ありません。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

4の参考(指示の概要)のところをご覧ください。

当該指示は昭和62年度に発出し、以後、3年ごとの更新としております。

内容は浮魚礁を敷設しようとするものは、海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない、承認を受けた浮魚礁を利用しようとするものは、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならないというものです。

この指示は、熊毛海区と奄美大島海区でも同様の内容で発出しております。

(3)の利用実績につきましては、別表2とございますが、9ページをお開きください。

これは先ほどご覧いただいた別表1を敷設者ごとに並べ替えたものでございます。

直近3年の令和元年度から3年度までの利用実績をそれぞれ載せております。

隻数・数量等について、適宜、後程お目通しをいただければと存じます。

10ページには撤去前の浮魚礁位置図を添付しております。

最後にまとめますと、浮魚礁の敷設に係る委員会指示については、引き続き同様の内容で指示を発出し、有効期間は3年間としたいと考えております。説明については以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

はい、ただいま事務局からの説明が終わりました。そのままということですので、ご意見ございますか。ご意見ございませんね。

はい、それでは第2号議案は、特にご意見がないようですので、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について、原案の通り発出することによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、委員会指示を発出することに決定します。

【議題3:令和4年度全漁調連九州ブロック会議における照会結果について(報告)】

○阿久根議長

議題3は令和4年度全漁調連九州ブロック会議における照会結果についてです。これは報告事項です。事務局から報告をお願いします。

○事務局(上今書記)

はい、引き続き上今が説明いたします。資料は右上に資料3とあるものを使用します。

1ページをご覧ください。

九州ブロック会議は10月末に開催され、本県連合海区漁業調整委員会の甲山会長とともに出席したところです。

しかしながら、会議の時間の関係で、本県照会事項の議論等はできなかつたため、後日他県の回答をとりまとめることとなり、資料のとおり年末に回答がありました。

今回、その内容を報告します。

資料2ページをご覧ください。

まずは、「遊漁者の使用可能な漁具漁法」についてです。本県からの照会事項は、①柄の長さを規制する委員会指示発出は可能と考えるか、②当該項目の委員会指示発出の検討の有無、③遊漁者の夜間の遊漁禁止の有無の3つとなります。

これに関する他県の回答が資料3～4ページになります。

①柄の長さを規制する委員会指示発出は可能と考えるかについては、発出は困難が4県、不明が1県、発出不要が1県、発出可能が1県でした。②当該項目の委員会指示発出の検討の有無については、全て無し、③遊漁者の夜間の遊漁禁止の有無については、有りが3県で、「照明を利用したやす突き等による採捕を禁止」しているようです。

次に、5ページをご覧ください。

「洋上風力発電計画と漁業との調整」についてです。本県からの照会事項は、①各県内の漁協の洋上風力発電設置への賛否の状況等、②本体設置に当たっての委員会の関わり方等、③委員会での議論状況の3つになります。

これに関する他県の回答が資料6～7ページになります。

九州管内で洋上風力発電設置と関係がある県は福岡、佐賀、長崎の3県になります。

①各県内の漁協の洋上風力発電設置への賛否の状況等については、漁協で検討中などの回答でした。②本体設置に当たっての委員会の関わり方等については、福岡は関わっていない。佐賀は仮に発電施設が漁業権漁場内外で計画された際には、漁業調整上の支障の有無について委員会で審議を行う、長崎は洋上風力発電設置のような開発行為は、漁業法第1条に定める「水面の総合的な利用」に含まれず、所掌事項を超える恐れがあると考えているとのことでした。③委員会での議論状況については、全ての県で議論されたことはないとの回答でした。

続きまして、8ページをご覧ください。

「養殖業の成長産業化」についてです。本県からの照会事項は、①国の養殖業の成長産業化総合戦略への漁協の対応状況、②生け簀の増設に係る制限要因や課題、③魚類養殖の漁場区域拡大等が調整問題となっているか否か、④漁船漁業者からの意見の状況の4つになります。

これに関する他県の回答が資料9～11ページになります。

①国の養殖業の成長産業化総合戦略への漁協の対応状況については、熊本が令和3年12月に要望に基づき15件の新規区画漁業権を免許したとの回答がありました。②生け簀の増設に係る制限要因や課題については、やはりセーフティネット、国の収入安定対策事業の関係による漁場改善計画の適正可能数量、水深や潮流、共同漁業権等の他漁業種類との調整等の回答の外、長崎県では養殖指導指針において免許漁場面積に占める生け簀の設置面積の上限を規定しているとのことでした。③魚類養殖の漁場区域拡大等が調整問題となっているか否かについては、特に問題とはなっていないとのことでした。④漁船漁業者からの意見の状況については、非公式に養殖業者から輸出対象のものは適正養殖可能数量の別枠にできないかという相談があるようです。

報告については以上です。

○阿久根議長

ただいまのは、もう報告事項ですので、これについてはないですよ。ありますか。はい。川畑委員。

○川畑委員

このヤス問題なんですけども、10月は事務方は大分あちこち走り回って調べて、結果が出ているようですが、これは鹿児島県としてはどう捉えたらいいんですか。

これを読んでも、もう各県まちまちでしょう。鹿児島県はこのままだ論議もなしに流すんですか。どうしたらいいんですか。

○脇田資源管理監

ただいまのヤスの関係ですけども、確か、昨年度全ての漁協さんにアンケートをお願いしております、今、集計中でございます。

今回のこの報告は、他県の海区の動きとしてのご意見を参考までにお聞きしたということで、今後、県がどう扱うかというのは、そのアンケートの結果などそういったものを含めて、検討していきたいと思っております。

一概に遊漁者だけを規制するというのは、なかなか厳しいのかなというのは個人的に思っているところですけども、この件については今後、検討・協議して参りたいと考えております。

○川畑委員

今ですね、どこの漁協も一緒かと思うんですが、漁業者が大分少なくて高齢化で、その隙間に遊漁の人たちが結構出てきてます。

我々海を守ってきた連中が少ないからと言って、何もかもOKというわけにはいかないんですよ。

うちでも年寄りの連中は猛反対なんですよ。

だけど、若い連中は飲み友達が潜ってるもんだから、まあいいじゃないかという会話がなされている状態で、鹿児島県がそういう対応でこのままいくのか、それとも制度を作って流すのか、そのアンケートのとりまとめはいつごろになりますか。

○阿久根議長

執行部。

○脇田資源管理監

はい。アンケートの集計については、担当の係が今日こちらに来てないので、いつまでに集計して、お示しできるかというのは、今この場ではご回答できないんですけども、早急に整理するようにいたしたいと思っております。

それとアンケートについては、漁協に対してのアンケートで、現実的にはそういった行為をされてるという遊漁者の意見は全く反映されてないとか、どこにどう確認していいかもちょっとわからない状況なものですから、その辺はあくまで漁協サイド側のご意見の集計ということになることはご理解いただきたいと思っております。

○川畑委員

私も相談を受けた1人ですので、委員でもありますし、提議をしたんですが、やっぱりそういう問題で海区漁業調整委員会が真面目に対応したというぐらいの姿を見せていないと。これだけ少なくなった漁業者を我々、海区漁業調整委員でどう守っていくかということも我々の仕事ですので、ぜひそこはよろしく願います。

○阿久根議長

他にご意見、ご質問ございますか。はい、迫田委員。

○迫田委員

洋上風力発電の件でちょっとお聞きしたいんですけども、現在、私ども漁協の前浜に洋上風力発電の計画がなされております。

事業者としては3社が今、非常にしのぎを削るような状況になってるんですけども、この5ページに記載してあります、各県の回答を拝見したんですが、この件について鹿児島県はどういうお考えを持っていらっしゃるのと。

鹿児島県がここに記載してないんですけれども、県の考えはいかがなんでしょうか。

各関係のある単協にそれぞれ聞き取りをされるんですか。この前、県のエネルギー対策課と経産省の方がこられて説明会もあったんですけども、各単協に聞き取りをされるような計画があるんでしょうか。そこを聞きたいんですけども。

○阿久根議長

ここは水産振興課だから、水産振興課が回答するの。

○水産振興課（板坂技術主幹兼漁業調整係長）

はい。漁業調整係が担当ということではないんですけども、いろいろ関わってる中で知っている範囲でお答えします。

県の方針というのは、ずっと今まで示されることがなくて、12月の議会のときに商工労働水産部長の答弁で、研究会を立ち上げますということを言われています。

そこで、初めてその話が出まして、今、各関係市町をエネルギー対策課が制度説明ということで回っているところです。

今まで事業者が先行して走っていた部分もあるので、県はちょっと後追いになっている状況にはあるんですけども、少なくともエネルギー対策課としては進める方向で考えてますと。水産サイドとしては、利害関係者ということで、漁業者への影響の部分をしっかり把握して、事業者にも伝えないといけないと。

今後、協議会ということで立ち上がれば、その中で、そういう影響を協議しないとけないということになりますので、一通りこの市町村への説明会が終わった後に、水産サイドとしては、漁業の実態調査をすることになり、今、計画されている地区に関わる場所の漁協の方々や実際にはその沖で操業できる許可を持っている船がいますので、そういったところの実態調査をするという計画になっています。現在はそういう状況です。

○迫田委員

はい、わかりました。といいますのは、私どもいちき串木野市でも、法定協議会を早急に作るように又はできるように、県知事をお願いしようかというような話もございます。ただし、各単協それぞれ洋上風力ができれば、ちりめんの操業が非常に困難になるとか、或いは私ども島平でも海砂を採取していれば、それも非常に困難になるんじゃないのかと。

西薩沖では、加世田・吹上、それから、島平・羽島という4つの漁協が、現在、海砂を採っているんですけども、その海域が各業者によって全部重なっているわけですよ。その辺の調整をどうするかということがあります。

それで、お聞きしたいのは、馬毛島の問題で、飛行場の設置、それから港湾の設置、それから自衛隊員の宿舎という形で、非常に海砂が必要になるというその中で、もちろん知事の許可で合法的に海砂を採っているんですけども、まだ今以上に海砂の需要が高まるんじゃないかという期待を持っている中で、その海域にこの風力発電ができたらどうなるのかということで、非常に賛成・反対というような意見が飛び交っているような状況なんです。

だから、今後、漁協も利害関係者なんですけども、今後、その辺りは県としてどうお考えなのかということ、質問したわけです。

また、地区によって、我々関係の漁協間でいろいろ協議をする予定で、この会議が終わったら、4漁協で協議をするということになっておりますので、何か県の方からそういう調査なり何なりされたら、お示しいただきたいと思っております。以上です。

○阿久根議長

事務局はいいですか。私から1点。海砂採取は5,000メートル以内の許可になっております。

共同漁業権の中で、海砂採取は各々がやってるのでありまして、今回の風力発電は、5,000メートル以上の場所であって、もう完全に線の中と線の外ですから、そこは理由にはならないと思うんですが、ここは水産振興課なので、まだそういう話がない大分、宮崎、熊本の各県の委員会が入る必要はないんじゃないかとか。情報がありませんとかいうのは、まだこういう問題がないから蚊帳の外なので、そういうご意見だと思います。

先ほどから迫田委員も危惧されてる、また、水産振興課も危惧されてる通り、ここは県知事許可があつて、ずっと代々漁業が営まれている公海であります。国、市町村の補助事業で、或いは県単事業とかで魚礁もありますし、さらに沖はまき網も操業できるわけです。

例えば、私たち、先ほどから月日貝、ごち網、ちりめんのバッチ網ですね、一本釣り業者を除いてたくさんの県知事許可漁業が行われてる海域ですので、私、会長として、県に要望したいのは、水産関係の海区漁業調整委員も何らかの形で関わらないと。

職員だけでは、現場を知らないといったら失礼ですが、現場もわかんないだろうし、各々そこには海に精通する委員さんもいますから、毎日海に出ていますので。

エネルギー庁とかそういうのが推進するのは、もう国策ですが、そこをどうするかというのは、単協の意見はございませうが、統括しているのはこの委員会ですので、委員会は重い位置にとどめておいていただきたいと思いますね。

佐賀県は、私が聞いたところによると、ちゃんとその法定協議会の中に海区漁業調整委員会会長を入れてるという話もあれば、必ず入れるというふうに聞いております。

だから、この委員会の意見を職員が言うのと、委員会の代表者が言うのとは違いますからね。職員は転勤がありますけど、我々は転勤はないので。

鹿児島県はこうして3業者が輻輳して、すごくいろんな方向に進んでるようですが、いかんせん海はみんなのもので、海で生計を立てているのは漁業者ですので、漁業者をどう守るべきかは、やっぱり委員会で、県知事許可の諮問事項に我々が答申を出したわけですから、その許可に対する責任が我々にありますので、そこは重く、担当部署は水産サイドとして毅然たる態度を取るように申し添えておきます。

○佐野委員

はい。

○阿久根議長

はい、佐野委員。

○佐野委員

会長に大賛成ということで、まさにこういうことこそ調整委員会が入って議論しないと、既成事実化して漁業そっちのけで話が進むということになりはしないかということに危惧します。

また、市民の立場で景観の問題ということも危惧されますけども、そういったことも十分に配慮していただきたいし、何よりやっぱりそこで漁業を行ってる人たちの立場をしっかりと我々としても会長に発言していただいて、水面の総合的な利用に含まれないという認識は全く違って、まさにこれこそ総合的な利用だと思うわけですよ。

そこでは調整委員会というのは、非常に重要なポジションを取るべき、与えられるべきだと思いますので、事務的に庁内で作業するのではなく、こういう行政委員会をしっかりと中に入れて進めていただきたいと思います。以上です。

○阿久根議長

本当に、私1人でなくてもですね、やっぱり迫田委員さんは関係漁協長ですので、もう随時、業者と話す機会があると思いますし、やっぱり良いも悪いも毅然として、お金で済ます問題ではありませんので、肝に銘じてください。

他にございませんよね。

それでは、本日の付議事項は以上ですが、委員の皆様方から何かありましたら。
ないですね。それでは、事務局等から何かありますか。

はい、どうぞ。

○水産振興課(村田技術専門員)

先ほど資料1のところで説明した部分で、資料1の2ページ目をお開きください。

もじゃこ漁業の制限措置のところなんですけど、田村委員からトン数の話があったかと思えます。

業者間の申合せの中で原則10トン未満という形で整理させていただいてるということで、ご説明したところです。

県の取扱いとしましては、この船舶の総トン数と馬力数については、定めなしという形で、この表を修正して諮問ということにさせていただきたいと思えます。すみません。

○阿久根議長

表向きは定めなしとして、申合せとして10トン未満ということ、もう何年か前に決めましたので、そういう方向で訂正をお願いします。

他には。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

すみません。今のを補足しますと、先ほど阿久根会長がおっしゃられたように、現在、過去から10トンを超える船が1隻だけいます。

この制限措置を10トン未満というふうな表記にしてしまうと、その10トン以上の船が申請できない、はじかれてしまうような格好になるので、決してその大きな船を許可するという話ではなくて、過去から10トンを超える1隻の船が申請できるようという意味では、表記が定めなしということでないといけないという、そういう意味での修正のお願いでした。

○阿久根議長

はい、小崎委員。

○小崎委員

それなら大分県船はどうなるんですか。

○阿久根議長

はい、執行部。

○板坂技術主幹兼漁業調整係長

大分の表記としても定めなしに修正をお願いしたいと思います。

それは実際に大分県と話をしまして、10トンを超える船が、これまでも今回の申請でもないということは確認しているところです。

逆に、超えるような船の相談があった場合には、事前に調整する必要があるのかなというふうに考えているところです。

○小崎委員

私が危惧してるのは、結局、鹿児島県は自主的に原則10トン未満にしようというのを協議会で決めてるわけですね。

その中で、大分県はまだどういう決め方をされているのかわからないですけど、いずれ鹿児島県に入漁するときに10トン以上の船もできるんだったら、鹿児島県だけが10トン未満の船で漁をするということになったとき、そういうのはやっぱりよくないんじゃないかなというふうに思ってますので、そこのところをよろしくお願いします。

○阿久根議長

鹿児島県の海で獲るんだから鹿児島県に倣えということでもよろしいですね。鹿児島県ルールを逸脱するなど。いいですね。

- 事務局(上今書記)
議長，すみません。
- 阿久根議長
はい，どうぞ。
- 上今書記
一旦，会を閉めた後に3月以降の委員会について協議させていただきたいので，お時間をください。
- 阿久根議長
それでは，第5回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただき，誠にありがとうございました。
事務局から説明がありますので，もう少し時間をください。終わります。
- 協田事務局長
本日はどうもお疲れ様でした。

—令和5年2月7日（火）午後3時30分閉会—

議事録署名者

会長



委員



委員

